

3練教教指発第2627号
令和3年9月30日

練馬区立小学校長 様
練馬区立中学校長 様
練馬区立小中一貫教育校長 様

練馬区教育委員会事務局
教育振興部長 木村 勝巳
(公印省略)

10月1日以降の区立学校における各教育活動等の取扱いについて（通知）

国は9月28日、東京都を含む19都道府県に対し発出した、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言を9月30日をもって解除することを決定しました。このことを踏まえ、練馬区立学校の10月1日以降の各教育活動の取扱いを下記のとおりとします。

各学校におかれましては、本通知に基づき対応するよう、よろしく願いいたします。

記

1 各教科の指導や各学校行事等について

「改訂版 練馬区立学校（園）感染予防のガイドライン（第三改訂版）」に基づく感染予防対策を徹底したうえで実施する。

ただし、学区域内の感染症の状況や学校規模および児童生徒の実態等を踏まえ、実施が困難と判断される教育活動については、各学校の判断で中止または延期する。

その際、必要に応じて保護者等に対し、丁寧な情報提供と説明を行う。

2 宿泊を伴う校外学習について

(1) 小学校第6学年の移動教室

10月18日以降、一泊二日で実施する。

(2) 小学校特別支援学級の宿泊学習

全特別支援学級の実施日程の調整が困難であること等のため、中止する。

(3) 中学校第3学年の修学旅行

各学校が実施、延期、中止または代替行事の設定を判断し、対応する。

3 部活動

「改訂版 練馬区立学校（園）感染予防のガイドライン（第三改訂版）」に添付した「令

和3年4月以降の部活動について」に基づき実施する。

4 その他

- (1) 令和3年8月27日付け、練教教指発第2190号「練馬区新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対策強化月間の実施について」において示した感染防止対策の徹底および教育相談の充実と心のケアは10月以降も継続する。
- (2) 感染症への不安等からやむを得ず登校できない児童生徒に対しては、新型コロナウイルス感染症が一定収束するまでの間、ICTを活用した学習支援等を実施する。

【問合せ】

(教育の内容や学校の指導に関すること)

教育指導課 指導主事 5984-5759

(通常学級の移動教室や修学旅行に関すること)

保健給食課 少年自然の家係 5984-2441

(特別支援学級の宿泊学習に関すること)

学務課 就学相談係 5984-5664